

へらすぞう

第16号 2012年3月

げんへくん

へラスゾウ

あきる野ごみ会議は、市民・事業者・市の3者が協力して活動している団体です。

新しい生き方へ

「ごめんなさい」と 「ありがとう」

日本では3・11後、たくさんの「いのち」が消え、たくさんの家族は離れ離れになっている。

災害を受けて、この世を去った「いのち」のために何ができるだろう？

ここで「ごみ」のことを考えてみる。「ごみ、ごみ」というけれど、「ごみ」って一体何？

この地球には、いろいろ「いのち」があって—動物、植物、微生物…—人間もその一種にすぎない。地球は丸ごと一つの「いのち」。

動物や虫は『ごみ』をだすのかしら？ そう、全部、めぐって土に還るものだけを出してい る。植物たちは酸素まで供給してくれる。

人間だけが『ごみ』を作るのだ。便利さが幸せなことだと信じて、走り続けてきた。エネルギーをいっぱい使って、土に還らぬものをたくさん作ってしまった。緑をけずって他の生き物は住まいが少なくなり、おまけに私

たちの子孫に、処分できない放射能の出るごみを残し続けている。「ごめんなさい、ごめんなさい」

それでも地球は、緑が少なくなってもまだ、私たちにいろんなものを与えてくれているのだ。ほんとうに「ありがとう、ありがとう！！」

最近TVでみた、節電は勿論、雨水の利用など生活に取り入れているデンマークの女性の言葉が心に残っている。

『エコ生活をしているのは、経済上の理由からではありません。子供たちが育つ間、この土地をお借りしていたのだから、子供たちが育ったら、きれいなままでお返ししたいのよ』

(M.T)



東北地方太平洋沖地震と 福島原発事故に思う

—ごみ処理の視点から—

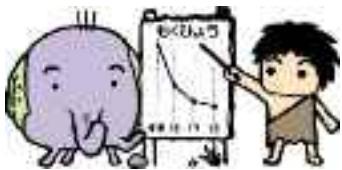


震災直後の被災地の瓦礫の山を見て、昔、ある学者が言っていた「フローとしてのごみ」と「ストックとしてのごみ」という言葉を思い出しました。物が生産され、使用され、消費されて、ごみとなる。それがフロー（流れ）としてのごみです。私たちはこの流れとしてのごみにばかり目を奪われがちですが、生産されたもの・使用されているものはいつかごみになるのであり、いわば蓄積されている（ストックされている）ごみなんだということをいつも考えて、物を生産・使用しなければならないとその学者は言っていました。

環境基本法第8条（事業者の責務）第2項に「事業者は……物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係わる製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する」とあります。これを受けて廃棄物の処理及び清掃に関する法律も多くの地方自治体の条例も「事業者の責務」として「適正に処理できないような」物を作ったり使用したりしないよう定めています。今回の事故で原子力発電所が適正に処理することが困難な物であることが広く知られるようになりました。その原子力発電所を便利さを求めて私たちは作り、運転し、便益を享受してきました。今回の事故をきっかけに、私は利便性を追い求めてきた私たちの生活のあり方を見なおさなければならぬと、強く思いました。

私は思います。あまり物をたくさん作るのはやめましょう。「健康で文化的な最低限の生活」を営むのに必要なものだけをつくり、それを全ての国民、全世界の人々がそのような生活を送れるようにしましょう。自分=人間が持っているエネルギーをもっともっと使いましょう。手を使いましょう、足を使いましょう、体全体を使いましょう。人手をたくさん必要とする産業を育てましょう、と。

(Y. S)

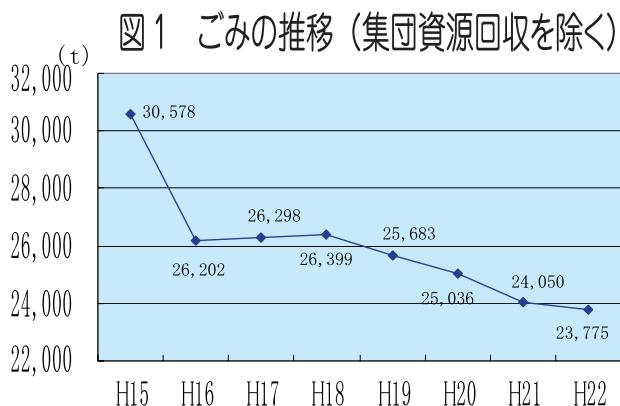


あきる野市のごみの状況

図1のごみ量の推移に示すように、戸別収集有料化前の平成15年度で、30,578tの排出量であったごみが、戸別収集有料化の始まった平成16年度では、26,202tへと大幅に減量（4,376t減、14.4%減）され、その後も市民・事業者の皆様の協力により、平成22年度では、23,775t（6,803t減、22.2%減）となり、市が直接収集しているごみ量は減少しています。資源についても同様に市の回収量は減少していますが、資源集団回収量は図2に示すように増加してきています。

資源集団回収は、ごみの減量化及び資源の有効利用と、生活の中から排出される再生利用が可能な資源物を市民団体等が積極的に回収・分別することにより市民の分別・リサイクル意識の高揚及び地域コミュニティの活性化や環境教育の場となっています。資源集団回収を推進するため、団体登録方法などについては、毎年4月に広報などお知らせしていますので、多くの皆様の参加をお待ちしています。

ごみの減量・資源化率の向上には、市民・事業者の皆様の協力が不可欠です。今後もご協力をよろしくお願いいたします。



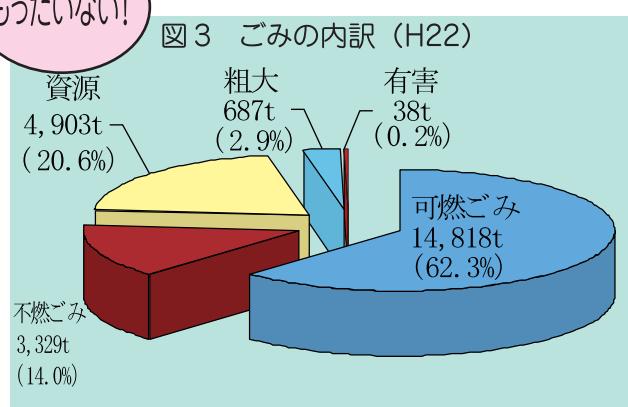
ごみの内訳



平成22年度のごみ（23,775t）の内訳は、図3に示すように、可燃ごみ14,818t（62.3%）、不燃ごみ3,329t（14.0%）、資源ごみ4,903t（20.6%）、粗大ごみ687t（2.9%）、有害ごみ38t（0.2%）となっています。

可燃ごみの約半分は、紙類と生ごみが占めています。生ごみなどの水分を多く含んだごみは、重く、燃えにくく、焼却処理にも余計なエネルギー（燃料）が必要になります。また、ごみの重量が増すと、収集車への負担が大きくなり、ガソリン等（エネルギー）の消費量が増えることになります。エネルギーを消費することは、地球温暖化の要因と言われるCO₂（二酸化炭素）の排出量が多くなることになります。水分除去をすることは、CO₂の削減のほかにも、エネルギーの節約など地球環境に対し多くのメリットがあります。

生ごみをひとしぼりすることで、かなりの水分を減らすことが出来ます。仮に全世帯（約33,500世帯）が行うと、大幅な減量となり、多額のごみ処理経費が削減できます。一手間かけて、ごみ処理にかかるエネルギーや費用を節約しましょう。



（環境課）